

ID: 14

担当部署: 企画財政部 企画政策課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	東大和市手数料条例 第5条第1項		
例規番号	昭和51年条例第24号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除することができる。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で請求できる者から請求があつたとき。</p> <p>(2) 官公庁からその職務上の必要により請求があつたとき。</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者から請求があつたとき。</p> <p>(4) 条例で定めるところにより戸籍に関する証明を無料で行うことができる旨の規定がある法律に規定する者から、戸籍に関する証明の請求があつたとき。</p> <p>(5) その他市長において特別の事情があると認めたとき。</p> <p>2 前項の規定は、多機能端末機(東大和市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による請求については、適用しない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日